

第1期障害児福祉計画への追記について（案）

障害児の子ども・子育て支援利用ニーズと提供体制について 児

平成29年4月27日付県通知（平成29年3月31日付厚生労働省通知添付）による障害児の子ども・子育て支援利用ニーズについて。

種 別	ニーズ見込量（人）	医療的ケアが必要な児童数
保 育 所	14	(1) 児童発達支援を利用している8人中1人
認定こども園	6	(1) 児童発達支援を利用している8人中1人
幼 稚 園	14	(0)
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	10	(3) 放課後等デイサービスを利用している4人中3人

※ニーズ見込量は、調査回答数に30%~40%増で見込んだもの。

※ニーズ量の()内の数字は、医療的ケアが必要な児童数。

医療的ケアは、主に喀痰吸引、導尿、経管栄養等であるが、本調査においては、てんかん、医療的相談カウンセリングまで含めた回答が含まれる。

【見込み量確保の方法】

○保育所、認定こども園、幼稚園においては、児童発達支援センターや保健センター等の関係機関と連携を図りながら、受け入れ体制の整備に努めます。

○放課後等児童健全育成事業（学童クラブ）においては、障害のある児童を優先児童と位置づけており、支援員等の加配や障害児保育に関する研修、施設のバリアフリー化等を通じ、受け入れに努めています。児童発達支援センターや障害児相談支援事業所、放課後等デイサービス事業所等とも連携を図りながら、受け入れ体制の整備に努めます。

(参考)

ニーズ調査について					
①	内容：障害児が現在利用している障害児福祉サービス(児童発達支援、放課後等デイサービス)利用の保護者に対し、保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)等の子ども子育て支援に対するニーズの調査を実施。(すでに並行通園利用児は含まず)				
②	実施期間：平成29年10月6日(金)から10月20日(金)まで				
③	調査方法：アンケート及びヒアリング方式				
④	回答率：	種 別	対象児数(人)	回答数(人)	回答率(%)
		児童発達支援	146	99	67.8
		放課後等デイサービス	129	70	54.2
		合 計	275	169	61.4
⑤	平成29年9月現在の調査に基づく並行通園の利用児数（人）				
	種 別	保育所	学童クラブ	幼稚園	計
	児童発達支援	32	/	24	56
	放課後等デイサービス	/	4	/	4
⑥	平成29年9月現在、医療的ケア利用児数。				
	種 別	人 数			
	保 育 所	2（人工呼吸器管理、胃瘻増設管理）			
	児童発達支援	8（酸素吸入管理、胃瘻増設管理、喀痰吸引、経管栄養管理、）			
	放課後等デイサービス	4（気管切開管理、人工呼吸器管理、胃瘻増設管理、てんかん）			

3 第1期障害児福祉計画における各サービスの見込量と確保の方法

第1期障害児福祉計画における各サービスの利用時間、利用者数の見込み量を算出しました。算出にあたっては、第4期障害福祉計画の実績及び見込値を比較するとともに、実績値の推移を検証しています。

(1) 児童発達支援 児

障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	利用日数【日/月】	1,510	1,673	1,836
	利用者数【人/月】	122	136	149

【見込量確保の方法】

○児童発達支援センターつばさを中心に、近隣にある事業所と連携を図りながら、障害児とその保護者（家族）のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

(2) 医療型児童発達支援 児

上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療型児童発達支援	利用日数【日/月】	3	3	3
	利用者数【人/月】	1	1	1

【見込量確保の方法】

○本市には医療型事業発達支援を実施する事業所がないため、近隣にある事業所と連携を図りながら事業を実施します。

(3) 居宅訪問型児童発達支援 児

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児を対象に、居宅に訪問して発達支援を行うものです。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅訪問型児童発達支援	利用日数 【日/月】	3	3	3
	利用者数 【人/月】	1	1	1

【見込量確保の方法】

○障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、平成30年度から新たに実施する事業です。事業の実施にあたっては、既存の児童発達支援事業所の協力や新規事業所等の参入を促し、必要な見込量を確保します。

(4) 放課後等デイサービス 児

就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
放課後等デイサービス	利用日数 【日/月】	2,762	3,241	3,720
	利用者数 【人/月】	154	181	208
	市内事業所数	20	22	24

【見込量確保の方法】

○子育て世代の人口増加に伴って、今後も放課後等デイサービスを利用する障害児の増加が見込まれます。十分なサービス提供体制を確保するために、既存のサービス提供事業所と関係機関に対する適切な情報提供を図り、新規参入を積極的に呼び掛けて見込量の確保に努めます。

○各事業所によって提供される支援の質に大きな開きがないように、国の「放課後等デイサービスガイドライン」に基づき、支援の一定の質を確保するよう事業所への情報提供とサービスの質の確保への協力を呼び掛け、質の高い支援体制を確保します。

(5) 保育所等訪問支援 **児**

保育所等の利用中、利用予定の障害児に対して訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所等訪問支援	利用日数【日/月】	6	7	8
	利用者数【人/月】	5	6	7

【見込量確保の方法】

- 保育所等訪問支援は、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進にあたり、非常に大切な事業であることから、事業を実施する児童発達支援センターつばさを中心に、障害者支援課、子ども家庭部及び教育委員会が連携し、それぞれが管轄する関係施設等に対して事業の趣旨について理解を求めるとともに、事業の普及に向けた協力を求めます。

(6) 障害児相談支援 **児**

障害児又はその保護者の状況を考慮し、必要な情報提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行い、障害児支援利用計画を作成し、定期的なモニタリングを行うものです。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	利用者数【人/月】	86	107	128
	市内事業所数	8	9	10

【見込量確保の方法】

- 流山市地域自立支援協議会を中心に指定障害児相談支援事業者、サービス提供事業者との連携を取りながら、相談支援体制の拡充を図ります。
- 障害児通所支援等の事業所に対して積極的に障害児相談支援事業の指定を受けるよう促し、障害児支援利用計画を作成する担い手の確保に努めます。
- 児童発達支援センターつばさによる「療育相談」や障害者支援課が実施する「発達障害講演会及び相談会」を定期的で開催し、保護者等が子どもの成長や発達等に関する不安を解消するとともに、障害児通所支援等及び障害福祉サービスの周知に努めます。

